2020 年 5 月に米国で起きた事件に派生する 人種差別問題についての声明

立命館大学国際平和ミュージアム

米国のミネアポリス市で5月25日、黒人男性が白人警官に首を押さえ付けられて死亡する事件があり、映像がSNSで拡散されたこともあって、全米に抗議行動が拡大し、日本を含む諸外国においても同調デモなどが起きていることは連日の報道で知られています。抗議行動の根底には、米国における長く、深い人種差別の歴史があり、さらには、トランプ大統領の不適切な対応が火に油を注ぐことになっていると言うことができます。

この事案をより広く世界史の流れの中で位置づければ、人種主義、植民地主義、帝国主義によってつくられた世界秩序と国内秩序を、ひとりひとりの人間のいのちと尊厳の平等性に立脚するものにつくり直していくことを求める動きであると見ることもでき、その意味において、世界史、世界秩序のとらえ直しを迫る根源的なものであると考えられます。それは、2001年のダーバン会議(反人種主義・差別撤廃世界会議)の趣旨を具体化するものに外ならず、2020年が、1945年と同様に世界史の転換点となり得ると指摘されるのは、まさにその意味においてでしょう。

立命館大学国際平和ミュージアムは、「平和」の対置概念は「戦争」であるよりは、より広く「暴力」であると捉え、「暴力」とは「人間能力の全面開花を阻む諸原因」と理解してきました。戦争の問題は今なお平和に関わる第一級の問題に相違ありませんが、私たちは、人間のいのちと尊厳の平等性に立脚した社会正義の達成、とりわけ人権の尊重こそが何にもまして重要であるということを改めて認識し、今回の米国における事件を大いに憂慮するとともに、米国社会はもとより、世界中に残る人種差別や民族差別など、植民地主義の残滓を一掃するための新たな起点となることを願ってやみません。

本件は白人警官による黒人男性に対する違法行為に端を発したため、デモの標語に "Black lives matter" (黒人の生命は重要である) が使われていますが、差別はなにも黒人差別に限られているわけではありません。抗議行動が世界中に広がりを見せているのも、それぞれの国や地域がそれぞれの差別問題を抱えているからに外なりません。日本でも難民に対する差別事件が報道されたばかりですが、植民地主義のあらわれの1つである在日コリアンへの差別はもとより、沖縄、アイヌ、被差別部落などへの差別の問題は、まさに私たち自身の課題として提起されています。歴史的に形成され、今なお現代社会の深層に、そして、私たちの意識下に潜在する「差別」に対して私たちは真摯に向き合わなければならないでしょう。

5月25日の米国での事件は、(そもそも米国の強い関与のもとに策定された)世界人権宣言の全30か条すべてに違反するものであって、とうてい認容されるべきものではなく、また、他の国際人権条約に照らしても糾弾されるべきものであります。人権問題が一国の専権事項ではなくなってきている今日、国際社会の一員としての立命館大学国際平和ミュージアムは、本事件に対する憤りを表明するとともに、トランプ大統領の暴力的な対応に対し強い抗議の意を表明します。

「核兵器禁止条約」批准国の発効条件達成を歓迎する

立命館大学国際平和ミュージアム 館 長 吾 郷 眞 一 名誉館長 安 斎 育 郎

核兵器禁止条約の発効は、核軍縮史の画期をなすものである。

同条約は、核兵器の開発・保有・使用、使用の威嚇に加えて、核兵器使用の「援助、奨励、勧誘」をも禁止している。すなわち、非核保有国が核保有国の核兵器に依存する、いわゆる「核の傘」をも禁止しているものである。

「核兵器禁止条約は核保有国とその同盟国が加盟していないから実効性がない」という非難は、一面的である。確かに、この条約に参加していない国々が直接条約に拘束されることはないが、核兵器実戦使用の犠牲となった広島・長崎の被爆者たちの悲痛な叫びに共感した世界の市民の声を踏まえ、条約発効に必要な50か国が核兵器の全面禁止を求める条約を批准したという事実は、核兵器による威嚇やその実戦使用への誘惑に対する大きな抑止効果をもつものである。

すでに国際司法裁判所は、1996年7月8日、国家の存亡の危機に際しての核兵器による威嚇や使用については結論を留保したものの、「核兵器の威嚇または使用は武力紛争に適用される国際法の規則に一般的に違反する」との勧告的意見をとりまとめた。核兵器禁止条約は、核兵器による威嚇や使用を違法化しようとする国連加盟諸国の画期的な動きであり、われわれはこれを歓迎し、この条約に背を向けている核保有国とその同盟国が、「核兵器による安全保障政策」を転換することを求める。

とりわけ、唯一の被爆国である日本の憲法は、紛争の解決、安全の維持、平和の構築において、武力依存の極小化を要求する「平和主義」に立脚しており、アメリカの核兵器に依存して安全保障政策を構築することは日本国憲法の精神とは矛盾するものであり、「核の傘」政策の転換を要請する。日本国憲法の下にある日本の市民は、核兵器禁止条約を準備し、成立させ、発効させる上で発揮された被爆者を含む市民社会のグローバルな努力と、それに呼応して条約を批准したニュージーランド、南アフリカ、メキシコ、オーストリア等の政府との連携・共闘が求められている。

立命館大学国際平和ミュージアムは、展示やその関連企画を通じて核兵器使用の非人道的な実相に関する情報をさらに伝えるとともに、「平和のための博物館国際ネットワーク」や、広島平和記念資料館や長崎原爆資料館も加盟する「日本平和博物館会議」、さらには、「平和のための博物館市民ネットワーク」とも共同して、核兵器のない世界の実現のために一層努力することを声明する。